市以外の市町村に係る平成二十二年度上水道一般会計出資債同意等額に〇・〇〇一〇七をそれぞれ乗じて得た数との合計数を当該市町村の測定単位の数値で除して得た数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「診療所等密度」という。）と市町村立看護師等養成所生徒数に八三・六を乗じて得た数を当該市町村の測定単位の数値で除して得た数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「市町村立看護師等養成所密度」という。）とする。

第九条第一項の表市町村の項第九号6中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同号7中「一七二円」を「一六二円」に改め、同号12中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同号13中「平成十五年度から平成二十一年度まで」を「平成十五年度から平成二十二年度まで」に、「平成二十一年度繰出基準」を「平成二十二年度繰出基準」に改め、「の整備に要する経費に充てるため平成二十一年度」の下に「及び平成二十二年度」を加え、同号15中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同号16中「平成二十一年度繰出基準」を「平成二十二年度繰出基準」に、「平成二十年度及び平成二十一年度」を「平成二十年度から平成二十二年度までの各年度」に改め、同号19中「一六七円」を「一六六円」に、「一六三円」を「一七〇円」に改め、同号25中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同号27中「0.568」を「0.567」に、「0.470」を「0.466」に、「8,911」を「12,895」に、「7,364」を「9,980」に、「0.397」を「0.354」に、「0.655」を「0.569」に、「平成21年」を「平成22年」に、「5,920」を「6,570」に、「12,716」を「12,895」に、「9,959」を「9,980」に、「0.50」を「0.55」に、「0.40」を「0.45」に、「1,842」を「1,902」に、「1,168.8」を「1,158.2」に、「（総務大臣が調査した実績給付費の額×12／11）－{（総務大臣が調査した基準給付費の額×12／11）と（145,000×一般被保険者数）との大きい方の数}」を「（総務大臣が調査した実績給付費の額）－{（総務大臣が調査した基準給付費の額）と（145,000×一般被保険者数）との大きい方の数}」に、「0.08」を「0.20」に改め、同号30及び31中「平成二十年」を「平成二十一年」に改め、同項第十号1中「2,719」を「2,862」に、「6,901」を「6,017」に、「50.116」を「50.480」に、「63.450」を「63.912」に、「99.942」を「100.664」に改め、同項第十二号1中「0.174」を「0.180」に、「平成20年度」を「平成21年度」に、「平成22年度」を「平成23年度」に改め、同号3中「0.0177」を「0.0209」に、「0.0113」を「0.0133」に、「0.0016」を「0.0019」に改め、同号4及び5中「平成十七年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日現在）」を「平成二十二年二月一日現在」に改め、同号6中「77」を「98」に、「496」を「0」に、「94,200」を「90,700」に、「平成十七年度」を「平成二十二年度」に改め、同項第十三号1中「密度補正」を「密度補正Ⅰ」に、「0.081」を「0.076」に改め、同号2中「平成十七年二月一日（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日）」を「平成二十二年二月一日」に改め、同号2の次に次のように加える。

3	密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{B \times 0.001}{A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　公有及び私有の林野面積
4	公有及び私有の林野面積は、農林業センサス規則によつて調査した平成二十二年二月一日現在における民有林野（独立行政法人等の所管する林野を除く。）の面積とする。

第九条第一項の表市町村の項第十四号1中「30.455」を「30.045」に、「2,818.2」を「2,780.3」に、「363.6」を「358.7」に改め、同号2を次のように改める。

2	密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{B \times 4{,}720}{A \times 2.23}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　当該市町村が語学指導等を行う外国青年招致事業の実施のため採用した外国青年の数として総務大臣が調査した数

第九条第五項中「〇・二七二」を「〇・二九二」に改め、同条第六項中「〇・二五三」を「〇・二七〇」に改め、同条第七項中「〇・〇四一」を「〇・〇四三」に改め、同条第八項中「〇・〇六九」を「〇・〇八五」に改め、同条第十項中「〇・〇五一二」を「〇・〇五三七」に改め、同条第十一項中「三・四四四」を「三・九一八」に、「〇・二〇五」を「〇・一九二」に、「一・一九〇」を「一・三六七」に、「〇・〇八三」を「〇・〇六四」に改め、同条第十二項中「三・四四九」を「三・九一七」に、「〇・二〇三」を「〇・一八七」に、「一・一九〇」を「一・三六六」に、「〇・一〇七」を「〇・〇八三」に改め、同条第十三項中「〇・一一八」を「〇・一三六」に、「〇・〇四九」を「〇・〇五九」に、「〇・〇一九」を「〇・〇一一」に、「〇・〇一九」を「〇・〇一七一」に、「〇・一七一」を「〇・一七六」に改め、同条第十四項中「〇・五七一」を「〇・五八四」に、「〇・三一一七」を「〇・三一一九」を「〇・三一〇三」に、「一・〇五五」を「一・一一五」に、「〇・一七一」を「〇・一六一」に、「〇・〇九二」を「〇・〇八六」に、「〇・〇八四」を「〇・〇七七」に、「〇・〇一一」を「〇・〇一〇」に、「〇・〇八一」を「〇・〇八〇」に、「〇・一九四」を「〇・一九一」に、「〇・五五〇」を「〇・五六六」に改め、同条第十五項中「合計数数」を「合計数」に、「〇・〇六一」を「〇・〇六一」に、「〇・一六三」を「〇・一七九」に、「〇・〇一一」を「〇・〇一五」に、「〇・三二八」を「〇・三二七」に改め、同条第十六項中「〇・〇〇七九」を「〇・〇〇六八」に、「〇・一一二」を「〇・一一四」に、「〇・〇二五」を「〇・〇二八」に、「〇・一七五」を「〇・一五一」に改め、同条第十七項中「〇・八四七」を「〇・八五七」に改め、同条第十八項中「三・七六〇」を「三・二五〇」に、「〇・五七一」に改め、同条第十九項中「〇・〇四四〇」を「〇・〇五一五」に、「〇・〇一四〇」を「〇・〇一八五」に改め、同条第二十項中「〇・〇一九」を「〇・〇一八」に、「〇・〇一七五」を「〇・〇二一五〇」に改め、同条第二十一項中「密度補正」を「密度補正Ⅰ」に、「〇・一九七」を「〇・一八四」に、「率とする」を「率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度から〇・〇五三に当該年度の普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に1を加えた率とする」に改める。

第十条第九項中「一・四九二」を「一・三九八」に、「六・七六九五」を「六・七一五」に改め、同条第十項中「〇・七三一」を「〇・七六一」に改め、同条第十一項中「平成二十年」を「平成二十二年」に改め、同条第十二項中「平成二十一年」を「平成二十二年」に改め、同条第十三項中「あん分」を「按分」に改め、同条第十四項中「〇・八四八」を「〇・八五七」に改め、同条第十六項中「高等学校費」」の下に「「その他の教育費」」を加え、同条第二十項中「0.1」を「0.8」に、「2.2」を「2.23」に、「平成12年10月1日現在における人口（以下「平成12年人口」という。）」を「平成17年10月1日現在における人口（東京都三宅村にあつては普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成23年総務省令第114号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「改正前の省令」という。）附則第21条第2項に規定する三宅村特例人口。以下「平成17年人口」という。）」に、「除く。）の人口」を「除く。）の平成17年人口」に改める。